

少子化担当大臣
福島瑞穂 様

今後の少子化対策についての要請

これまで家庭、地域、職域が果たしてきた家族形成・子育て支援の機能が大きく低下した結果、結婚や出産・子育てを希望しても、実現が難しい社会となり、多くの人々が様々な困難に直面しています。また、戦後最悪の不況により、国民の経済的不安も広がっています。一刻も早く、社会全体で家族形成・子育てを支える仕組み——子育てセーフティネット——を整備・強化して、誰もが希望すれば家族形成・子育てできる社会にすることが望まれます。

我々は、今年6月に「みんなの”少子化対策～子どもへの投資が未来を支える 子育てセーフティネットの強化を！～」と題する提言を行いました。その提言に加え、下記の点にもご留意の上、今後の少子化対策および「子ども・子育てビジョン（仮称）」（新たな少子化社会対策大綱）の策定に取り組まれることを要望します。

記

1. 若者の自立、結婚、子育て、子の巣立ちまで、「ライフサイクル全体」を総合的に支援すること。
2. 子どもを主人公とし、多様な家族形態に加えて、親の就労の有無や所得の多寡にかかわらず、すべての子どもの育ちと子育てを、ライフサイクル全体を通じて社会的に支えること。
3. 「子ども手当」などの「現金支援」と保育・教育などの「現物支援」を車の両輪としてバランスよく拡充すること。
4. 男性の子育て参加を促進すると同時に、妊娠や出産などのライフイベントに直面しても女性が就業継続を選択できる働き方の改革やワーク・ライフ・バランス支援を推進すること。
5. 若い世代が、安心して結婚・出産・子育てできる経済基盤を確立できるように、雇用機会の創出や雇用対策の充実など正規・非正規を問わず労働条件の改善すること。

6. 都市部を中心とした保育サービス需要の急増に応えるため、認可保育所の拡充はもちろんのこと、認可外施設の質向上、保育ママの普及、幼保一元化の推進、病児保育や一時保育など多様な保育ニーズの充足を図ること。
7. 拡充する少子化支援のための財源を安定的に確保するために、新たな「負担のありかた」を国民に提示し、国民的な合意形成を図ること。
8. 各省庁に機能分散している少子化対策を一元的に担う「子ども・家庭省（仮称）」を創設すること。

以上

平成 21 年 10 月 23 日

安藤 哲也
勝間 和代
佐藤 博樹
松田 茂樹
宮島 香澄

※この全員は、平成 21 年 1 月から 6 月までに開催された「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」のメンバーである。

「参入の仕組みに関する意見」

株式会社 J P ホールディングス

山口 洋

今回の制度改革は多様な保育需要の拡大に対応するため、質の確保されたサービスのスピード感ある拡充を図ることが大命題である。同時に限られた税金を投入されることから、効率的かつ効果のある制度にしなければならないと考える。

○ 多様なニーズへの対応について

従来の自治体、社会福祉法人中心の保育所運営に加え、多様な経営主体の参入を促すことにより、より多様なニーズへの対応が広がると考える。

※ 一時保育、休日保育、夜間保育などへの対応

○ 量的拡大について

株式会社などが既にもっている資源を活用することにより、スピード感ある拡充が可能になると考える。

大規模な組織を持つ株式会社などには資金、人材募集力、研修制度、労務管理能力が既に備わっている。これら既存の資本を活用することで、スピード感ある施設の拡充の要請に応えることが出来る。

⇒しかしながら、現行制度では多様な事業主体は参入できるが、様々な制約のため十分なインセンティブが働かないために参入が進んでいない。

○ 社会福祉会計について

株式会社では施設ごとに損益計算書を作成し、施設の会計管理をしているが、認可保育所の場合は社会福祉会計を強いられるため、企業会計から勘定科目の異なる社会福祉会計に翻訳しなければならず、その労力が膨大である。

○ 配当について

株式会社（特に上場企業）の場合、社会的インフラである株式市場の活用は極めて効率的である。株式市場より調達した資金は元本返済の義務はない。安定的に資金調達するために一定の配当を支払うが、これも銀行などの間接金融の利息と比べ、事業者は有利な方の選択が出来る。配当は銀行に対する支払いよりはるかに有利な利払いであると考えられる。

○ 運営費の使途制限について

余剰金の使途制限があるため配当に資金を振り分けられないばかりか、初期費用の回収もできない。たとえば大規模事業者の場合、一つの事業が採算ラインに到達するまで3年程度を目途にしている。その間の赤字をそれ以降の収益で回収することを考えるが、使途制限により、保育事業を行うことによってリスクだけ負い回収できないため、参入するインセンティブが働かない。

また余剰金といっても最低基準をクリアした上で、捻出された利益であり、いわば事業者の努力の結果である。当該事業は人件費の占める割合が高く、また事業規模が大きくなれば更に人件費比率が増大する。一方で事業規模が拡大した場合、事務部門などの間接経費比率や遊具購入費、食材費、教材費などの調達コストが大幅に低下することによって、運営効率を上げ余剰金を増大することができる。

特に株式会社の場合、使途制限をなくせば、創意工夫やコスト削減の努力の結果捻出した余剰金の約半額は税金として財政に還流され、残りのうち一定額をリスク対応の（事業継続の）保険として積み立てた後、人材育成や質の向上のために本部経費として、直接的、間接的に研究開発に自由に余剰金を振り向けられる。

そもそも最低基準が守られる前提であれば、使途制限してもしなくとも一緒であり、これ以上を質の向上を望むのであれば、更に基準を揚げるしかないのではないか！

平成22年度予算概算要求について (厚生労働省)

<一般会計>

平成22年度概算要求	288,894億円
平成22年度概算要求額(8月要求額)	264,133億円
対8月要求増減額	24,761億円
平成21年度予算額	251,568億円
対前年度増減額	37,325億円

<特別会計>

平成22年度概算要求額	814,139億円
平成22年度概算要求額(8月要求額)	817,320億円
対8月要求増減額	▲3,181億円
平成21年度予算額	800,080億円
対前年度増減額	14,060億円

<財政投融资>

平成22年度要求額	4,893億円
平成22年度要求額(8月要求額)	5,415億円
対8月要求増減額	▲522億円
平成21年度計画額	5,368億円
対前年度増減額	▲475億円

(特別会計の内訳)

【労働保険特別会計】

平成22年度概算要求	49,049億円
平成22年度概算要求額(8月要求額)	48,580億円
対8月要求増減額	469億円
平成21年度予算額	34,438億円
対前年度増減額	14,611億円

【年金特別会計】

平成22年度概算要求額	765,091億円
平成22年度概算要求額(8月要求額)	768,740億円
対8月要求増減額	▲3,649億円
平成21年度予算額	763,591億円
対前年度増減額	1,500億円

※ 国立高度専門医療センター特別会計(平成21年度予算1,547億円)及び船員保険特別会計(平成21年度予算503億円)については、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)附則第67条の規定に基づき、国立高度専門医療センター特別会計は平成21年度の末日、船員保険特別会計は日本年金機構法(平成19年法律第109号)の施行の日の前日までの期間に限り設置することとされているため、平成22年度予算の概算要求は行わない。

※ 計数については、整理上、変動があり得る。

(主な新規要求事項)

1. 子ども手当の創設等 21, 279億円

- ・ 中学校修了までの子ども1人当たり月額1万3000円の子ども手当を支給する(10月/12月分を計上。22, 554億円)。

また、児童手当制度の廃止に伴い、同手当の国庫負担(2,066億円)を削減するとともに、事務費を一般会計で要求。

なお、児童育成事業に相当する事業についても、一般会計に振り替えた上で事項要求。

※ 事業主負担や地方公共団体の負担、児童育成事業など制度のあり方や経費の取り扱いについては、予算編成過程において検討する。

2. 年金記録問題への対応 1, 779億円

- ・ コンピュータ記録と紙台帳の全件照合など年金記録問題への対応を「国家プロジェクト」と位置づけ、平成22・23年度の2年間に集中的に実施する。

3. 雇用保険制度の見直し 2, 681億円

- ① 雇用保険の適用範囲の見直し 234億円
 - ・ 非正規労働者に雇用保険の適用範囲を拡大することに伴い増加する失業等給付に係る国庫負担。
- ② 国庫負担を法律の本則 25%に戻す 2, 407億円
 - ・ 現在、給付費の13.75%とされている雇用保険の国庫負担について、本来の負担割合である25%に戻す。
- ③ 非自発的失業者の医療保険料の軽減 40億円
 - ・ 国民健康保険に加入する非自発的失業者の医療保険料(税)について、失業後の一定期間、在職中の医療保険料水準と同程度となるよう軽減する。

※ 以上のほか、以下の事項については、年末までの予算編成過程において検討(事項要求)

- ① 生活保護の母子加算の復活、児童扶養手当の父子家庭への支給
- ② 保育所待機児童等の解消
- ③ 診療報酬改定
- ④ 高齢者医療制度の保険料の上昇を抑制する措置等
- ⑤ 新型インフルエンザへの万全の対応
- ⑥ がん対策の拡充
- ⑦ 肝炎対策の拡充
- ⑧ 障害者自立支援法廃止に関して利用者負担を軽減
- ⑨ 緊急雇用対策
- ⑩ 協会けんぽ国庫負担割合の引上げ
- ⑪ 年金国庫負担の繰延べ等の返済